

協議事項(2)

令和 6 年 6 月 1 4 日
坂井市公共交通対策課

次期坂井市地域公共交通計画の策定について

1. 目的

本市では令和 3 年 3 月に「坂井市地域公共交通計画」を策定（計画最終年：令和 7 年度）し、計画に基づいた交通施策を推進しているところである。現在までに市内のコミュニティバスをオンデマンド型交通へと転化、一部は路線バス化し、市内の輸送手段の大幅な再編を図ったが、令和 6 年 3 月に北陸新幹線が福井県内に延伸開業され、人流が大きく変わる中で、市民の移動のための交通ネットワーク確保だけではなく、各種旅客輸送サービスの役割の再整理、駅等の機能向上、労働力不足や環境に関する施策など新たな課題も生じている。

コロナ禍において公共交通の利用者数は著しく減少し、市民の行動様式に変化が生じたことと併せ、市内の交通環境が大きく変わったことから、新たな時代の新たな交通網のもと、市内の多様な輸送資源を包括した公共交通について改めて策定調査と課題整理を行い、福井県嶺北地域公共交通計画や坂井市立地適正化計画等との整合性を図りながら、具体策を示した次世代の交通計画を策定する。

2. 計画方針（案）

現行の坂井市地域公共交通計画でまとめた目標及び施策をふまえ、特に今後実現すべき施策として次の取り組みを行う。

- ・ 市内外への通勤通学、買い物、通院移動傾向の再整理
（コミバス改変、新幹線開業等を経て）
- ・ 利便性の高いバス運行ルート、ダイヤの実現
- ・ オンデマンド型交通の充実や広域連携（あわら市、福井市など）に関する調査研究
- ・ 観光、二次交通への取り組み
- ・ オンデマンド型交通と路線バスの棲み分けの明確化
（デマンドはフィーダー路線、輸送需要が多い部分や広域移動は路線バスが担う）
- ・ 利便性の高い駅舎や駅周辺整備
- ・ バスターミナルの接続性や機能の向上
- ・ ドライバー等人材確保の推進
- ・ 市内公共交通に関する情報提供の充実
（接続性確保、乗換利用の推進 → マップやハンドブック、地域版時刻表など作成）
- ・ 環境に配慮した施策の推進 （省エネ車（EV・PHV）導入、カーシェア整備等）

3. 今後のスケジュール（案）

※計画策定以外の協議内容によって、開催時期、回数が変わる場合があります。

	月	交通会議（協議会）	策定業務
令和6年度	4月		
	5月		
	6月	第1回会議 スケジュール、予算案等	
	7月		現状整理、アンケート案作成など
	8月	第2回会議 前回計画の進捗状況フォローアップ 現状把握（前回からの比較等） アンケート実施案	
	9月		アンケート実施
	10月		関係者ヒアリング
	11月		アンケート集計
	12月		課題の整理、検討
	1月	第3回会議 アンケート結果共有 課題整理・骨子定時	目指す姿、K P I 設定 施策等の検討、頭出し
	2月		
	3月		
令和7年度	4月		
	5月		
	6月	第1回会議 地域公共交通計画の方針案の検討	
	7月		修正、手直し等
	8月		
	9月		計画案の作成
	10月	第2回会議 地域公共交通計画（素案）	
	11月	パブリックコメントの実施	
	12月		
	1月	第3回会議 地域公共交通計画（最終案）協議	
	2月		
	3月		

K P I … 目標を達成するために、達成の度合いを測るための指標

次期計画に関して（『「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会 中間とりまとめ』より）

1. 地域公共交通計画策定の動向について

◆モビリティデータを活用した、無理なく、難しくなく、実のある計画にアップデート

- ・地域交通は多くの地域で深刻な状況にあり、地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築（リ・デザイン）を進め、その利便性・生産性・持続可能性を高めていく必要がある。
- ・厳しい現状に対応しながら、地域公共交通計画には、司令塔・実行機能やデータ活用の強化・拡張など「アップデート」が求められる。
- ・国の検討会においては、モビリティデータを活用した、無理なく、難しくなく、実のある計画の実現に向け、その方向性や官民に期待される取組を検討し、中間結果をとりまとめ。

2. 計画の基本構成・分量について

◆国が提案するモデルに沿って、シンプルで一貫性ある構成でとりまとめ（30 ページ程度）

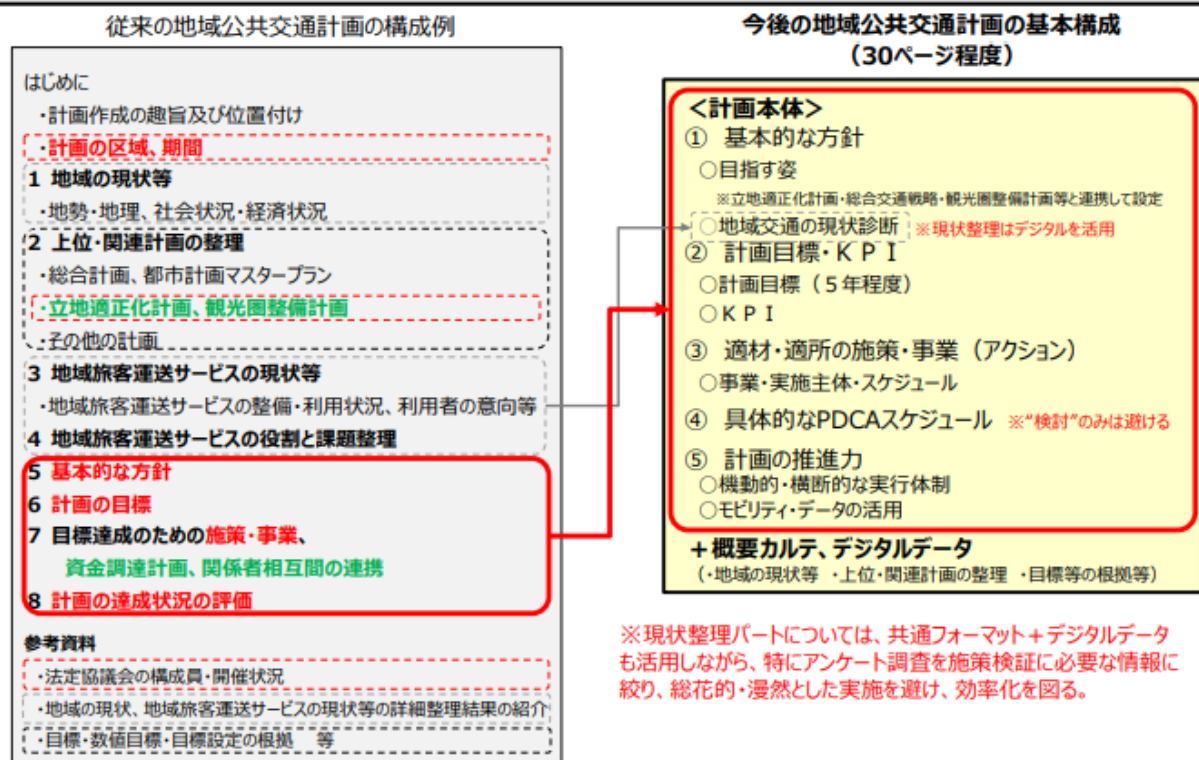
- ・現状整理パートは、デジタルデータも活用し、総花的になりがちなアンケート調査の絞込など効率化を進め、現状診断と、課題への機動的・継続的対応（アクション）により注力できる計画へ転換。

※現状整理＝データや現状を整理すること（病の症状の整理）

※現状診断＝現状整理をもとに課題の原因を探索・特定すること（病の原因の特定）

※基本的な方針や施策・事業が明確に示されることにより、自治体職員等が変更になった場合においても、関係者間の共通認識として引き継がれることにより、地域公共交通に関する取組が継続されていくことが期待。

○地域公共交通計画は、今後何をするか（アクション）の記載をより充実させるべき。



※構成例のうち、赤字は記載義務事項、緑字は努力義務事項 12